

## 大阪市告示第300号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立浪速区民センター	令和8年9月28日（月）
大阪市立浪速区民センター	令和8年10月26日（月）
大阪市立浪速区民センター	令和8年11月30日（月）
大阪市立浪速区民センター	令和8年12月28日（月）
大阪市立浪速区民センター	令和9年1月25日（月）
大阪市立浪速区民センター	令和9年2月22日（月）
大阪市立浪速区民センター	令和9年3月29日（月）

（浪速区役所市民協働課）